

議案第56号

新居浜市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について

新居浜市長の調査等の対象となる法人を定める条例を次のとおり制定する。

平成24年6月4日提出

新居浜市長 佐々木 龍

新居浜市長の調査等の対象となる法人を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第152条第1項第3号の規定に基づき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第3項の規定による予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定めるものとする。

(調査等の対象となる法人)

第2条 政令第152条第1項第3号に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、株式会社マイントピア別子とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地方自治法施行令の一部が改正され、予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲が拡大されたことに伴い、当該調査等の対象となる法人を定めるため、本案を提出する。